事例２）提供者が本人から書面等で当該個人データを直接取得している場合に当該書面等を確認する方法

事例３）提供者による取得の経緯が明示的又は黙示的に示されている、提供者と受領者間の契約書面を確認する方法

事例４）提供者が本人の同意を得ていることを誓約する書面を受け入れる方法

事例５）提供者のホームページで公表されている利用目的、規約等の中に、取得の経緯が記載されている場合において、その記載内容を確認する方法

事例６）本人による同意書面を確認する方法

⑶　受領者となる協会員は、個人情報取扱事業者から個人データの提供を受ける際には、当該個人情報取扱事業者の保護法の遵守状況（例えば、利用目的、開示手続、問合せ・苦情の受付窓口の公表など）についても確認することが望ましい。

⑷　保護法第26条の要件の該当性は、同条の名宛人である受領者を基準に判断する必要があるため、提供者にとって個人データに該当するが受領者にとって個人データに該当しない情報を受領した場合は、同条の確認・記録義務は適用されない。

したがって、例えば、協会員の営業担当者が、取引先を紹介する目的で、データベースとして管理しているファイルから名刺１枚を取り出してそのコピーを他の協会員の営業担当者に渡す場合、受領した側の協会員は確認・記録義務を負わない。

（参照条文：保護法26条、施行規則15条から18条まで、通則ガイドライン３－４－６、第三者提供ガイドライン３－１－１、３－１－２）

（保有個人データに関する事項の公表等）

第18条　協会員は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。なお、利用目的に第三者提供が含まれる場合には、第⑵号の内容として、その旨を記載しなければならない。

⑴　協会員の名称

⑵　すべての保有個人データの利用目的（ただし、第９条第４項第⑴号から第⑶号に該当する場合を除く。）

⑶　次項、次条第１項、第20条第１項又は第21条第１項若しくは第２項の規定による求めに応じる手続（第24条の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）

⑷　保有個人データの取扱いに関する自社における苦情の申出先

⑸　認定個人情報保護団体の名称及びその苦情の解決の申出先

２　協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

⑴　前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

⑵　第９条第４項第⑴号から第⑶号に該当する場合

３　協会員は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。

（解説）

⑴　「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）」の具体例（第１項）

「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）」とは、ホームページへの掲載、パンフレットの配布、本人の求めに応じて遅滞なく回答を行うこと等、本人が知ろうとすれば、知ることができる状態に置くことをいい、常にその時点での正確な内容を本人の知り得る状態に置かなければならない。必ずしもホームページへの掲載、又は事務所等の窓口等へ掲示すること等が継続的に行われることまでを必要とするものではないが、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。

なお、普段から問合せ対応が多い協会員において、ホームページへ継続的に掲載する方法は、「本人が容易に知り得る状態」及び「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）」の両者の趣旨に合致する方法である。

【本人の知り得る状態に該当する事例】

事例１）問合せ窓口を設け、問合せがあれば、口頭又は文書で回答できるよう体制を構築しておく場合

事例２）店舗にパンフレットを備え置く場合

事例３）電子商取引において、商品を紹介するホームページに問合せ先のメールアドレスを表示する

協会員は、保護法第27条に従い、保有個人データに関する事項を本人の知り得る状態に置く際には、販売方法等の事業の態様に応じて、例えば、次のような方法により、適切な措置を講ずる必要がある。

①　店頭での継続的なポスターの掲示、書面の備付け（第27条に定める「個人情報保護宣言」と一体として掲載する方法もある。以下同じ。）

②　パンフレット・リーフレットの継続的な配布

③　ホームページへの継続的な掲載

④　本人の求めに応じた書面の交付、郵送、ＦＡＸ等による送付

⑤　本人の求めに応じた口頭、電話、電子メールでの回答

（参照条文：保護法27条、施行令８条、通則ガイドライン３－５－１、３－５－２、金融分野ガイドライン12条）

（開示）

第19条　協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データについて開示（存在しないときにはその旨を知らせることを含む。）の請求を受けたときは、本人に対し、書面の交付による方法又は開示の請求を行った者が同意した方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

⑴　本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

⑵　協会員の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

⑶　他の法令に違反することとなる場合

２　協会員は、前項の規定による請求に係る保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき又は請求に係る保有個人データが存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。

（解説）

⑴　「開示の請求を行った者が同意した方法」の具体例（第１項）

例えば、次のような方法がある。

①　電話による方法

②　電子メールによる方法

また、開示の請求を行った者から開示の方法について特に指定がなく、協会員が提示した方法に対して異議を述べなかった場合（電話での開示の請求があり、必要な本人確認等の後、そのまま電話で問合せに回答する場合を含む。）は、当該方法について同意があったものとして取り扱うことができる。開示の請求があった者からの同意の取り方として、協会員が開示方法を提示して、その者が希望する複数の方法の中から当該協会員が選択することも可能である。

⑵　「本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合」に該当する例（第１項第⑴号）

例えば、医療機関等において、病名等を患者に開示することにより、患者本人の心身状況を悪化させるおそれがある場合